

改正の概要（R7. 2. 1）（山口市発注の工事における技術者の配置等について）

【1】建設業法の改正について（専任を要する工事の技術者の緩和について）

主な改正内容

①営業所に専任しなければならない技術者の呼称等が一般建設業と特定建設業で分かれたことによるもの。

【旧】 営業所専任技術者（通称）

【新】 一般建設業 営業所技術者
特定建設業 特定営業所技術者

②改正前の建設業法第26条第3項ただし書に規定されていた特例監理技術者の呼称がなくなり、同内容は同項第2号に移動したことによる、条ずれの改正を行うもの。

【旧】 建設業法第26条第3項ただし書で規定する特例監理技術者

【新】 建設業法第26条第3項第2号で規定する監理技術者

③主任技術者等が専任を要する工事現場を兼務できる要件が緩和されたことに伴い、兼務が可能な技術者の追加をするもの。

【旧】 特例監理技術者のみ（上記②）

【新】 ㊦建設業法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者については、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされていますが、このたび、1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事で、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼務が可能となりました。

㊧同項第2号に規定する監理技術者（旧特例監理技術者）

「監理技術者を補佐する者」を工事毎に専任で置く場合に、同一の監理技術者が兼務可能（主任技術者は適用不可）とする制度は、改正後も引き続き活用可能です。

発注する工事における「兼務できる工事の施工場所」については、これまでどおり「工事現場間の距離が概ね10km以内」であれば兼務を可能としました。

㊨同法第26条の5第1項に規定する営業所技術者に主任技術者の職務を兼ねて行わせる又は同項に規定する特定営業所技術者に監理技術者若しくは主任技術者の職務を兼ねて行わせる場合

営業所技術者等については、営業所毎に専任で置くことが求められています。このたび、1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事で、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、主任技術者又は監理技術者との兼務が可能となりました。

なお、兼務対象工事については、従前のおり、県と同様とはせず、工事の技術的難易度等を鑑み、市が適宜判断するものとした。

主な改正箇所

- ・ 1 建設業法で必要とする技術者等について

- (1) 建設工事の工事現場に配置すべき技術者
 - ②-1 専任特例1号とは？
 - ②-2 専任特例2号、監理技術者補佐とは？
- (2) 営業所技術者等
- (7) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件
- ・ 2 条件付一般競争入札等の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者について
 - (2) 配置予定技術者の確認資料
 - ③専任特例1号等又は営業所技術者等の配置を予定している場合の確認事項
 - 様式第1-1号 専任特例1号の配置を予定している場合の確認事項
 - 様式第1-2号 専任特例2号の配置を予定している場合の確認事項
 - 様式第1-3号 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項
 - 別記1号 専任特例2号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料
- ・ 3 現場配置技術者の変更について
 - (1) 監理技術者制度運用マニュアルの趣旨に基づき監理技術者等の変更は、原則として認めません。
 - 監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）更新

【2】建設業法施行令の改正について

改正内容

令和7年2月1日に建設業法施行令が改正され、監理技術者の配置が必要となる工事、主任技術者等の現場専任が必須となる工事の請負金額及び特定専門工事の対象となる下請代金額の上限が改正されたもの。

①監理技術者の配置が必要となる工事

【旧】下請総額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上

【新】下請総額5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上

②主任技術者等の現場専任が必須となる工事

【旧】請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上

【新】請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上

③特定専門工事の対象となる下請代金額の上限

【旧】請負金額4,000万円以上

【新】請負金額4,500万円以上

改正箇所

- ・ 1 建設業法で必要とする技術者等について
 - (1) 建設工事の工事現場に配置すべき技術者
 - ②監理技術者とは？
 - ③主任技術者から監理技術者変更する場合
 - ⑤特定専門工事の主任技術者
 - (3) 工事現場ごとに専任すべき技術者
 - (4) 専任の主任技術者の兼務

- (5) 現場代理人
- (8) J V工事における技術者の配置
- ・ 2 条件付一般競争入札等の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者について
 - (1) 入札参加資格申請時に配置予定技術者の調書を求める場合
- ・ 3 現場配置技術者の変更について
 - (2) 受注者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準
- ・ 4 建設業許可の概要について
 - (1) 建設業許可の概要
 - (2) 許可の区分

【3】その他

配置予定技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもののうち、健康保険被保険者証については、令和6年12月2日から新規発行が廃止されるため、雇用関係の確認方法から削除するもの。